

貝塚市 介護予防・日常生活支援総合事業 Q&A【平成29年3月31日版】

	項目	ご質問	回答
1	ケアマネジメント	総合事業の指定を受ける事業所が少なく、受け皿が不足した場合の対策はありますか。	制度移行後の当面の間（最長で平成30年3月末まで）は平成29年3月末時点において、訪問・通所の予防給付サービスを利用し、その後、継続して利用するかた（継続利用者）に限り、総合事業の趣旨を説明した上で、緩和型サービス利用が原則ではありますが、本人が希望し、適切なアセスメントにより現行相当が好ましい場合は、介護認定申請更新後（又は、チェックリストにより事業対象者となった後）も「現行相当サービス利用理由書」の提出により、現行相当サービスを利用していただけの「猶予期間」を設けます。 この場合においても、遅くとも平成30年3月末までには原則緩和型サービスへ移行していただきます。 一方、平成29年3月末で訪問・通所の予防給付サービスを利用しておらず、平成29年4月以降に新規に訪問・通所サービスを利用される場合は、総合事業のサービスを利用していただきます。 この場合は、原則緩和型サービス（訪問型サービスA又は通所型サービスA）を利用していただきますが、制度移行当初において緩和型サービスを提供する事業所が不足する時は「現行相当サービス利用理由書」の提出により現行相当サービス（訪問介護相当サービス又は通所介護相当サービス）を利用していただけます。

2	訪問型サービス	総合事業の訪問事業責任者は介護保険事業である要介護の利用者のサービス提供はできるか。 また、逆に介護保険事業のサービス提供責任者は、総合事業のサービス提供ができるか。	訪問介護（予防及び訪問介護相当サービス含む。）の訪問介護員と訪問型サービスAの従事者は、それぞれのサービスごとに資格要件を満たした上で従事することは可能ですが、それぞれのサービスごとに、従事する時間を勤務表等で明確に分ける必要があります。 また、訪問型サービスAに従事した時間は、訪問介護に従事した時間として含めることができませんので、サービス提供責任者の常勤・非常勤の別や常勤換算の算出等、訪問介護の人員に係る管理には十分ご注意ください。
3	通所型サービス	緩和型サービス A のサービスで 7 時間から 9 時間のサービス設定をすることは可能か。	サービス提供時間の目安として、3 時間以上としています。 適切なケアマネジメントを通じてサービス提供時間を設定してください。
4	事業所指定	現行相当サービスのみの指定を受けることは可能か	緩和した基準によるサービス（訪問型サービス A 又は通所型サービス A）の指定を受けずに、現行相当サービスのみの指定を受けることは可能です。